

議員提出議案第1号

日進市議会委員会条例の一部改正について

日進市議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月26日提出

提出者	日進市議会議員	武田	治敏
〃	日進市議会議員	水野	たかはる
〃	日進市議会議員	舟橋	よしえ
〃	日進市議会議員	島村	きよみ
〃	日進市議会議員	坂林	たくみ
〃	日進市議会議員	川嶋	恵美

1 提出理由

この案を提出するのは、日進市部設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、日進市議会委員会条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

常任委員会の所管について、健康福祉部を福祉部に、こども未来部を健康こども部にする。

日進市議会委員会条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

日進市議会委員会条例(平成6年日進町条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 福祉厚生委員会 6人</p> <p><u>福祉部、健康子ども部</u>及び福祉事務所の所管に属する事項(ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 福祉厚生委員会 6人</p> <p><u>健康福祉部、子ども未来部</u>及び福祉事務所の所管に属する事項(ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(3)・(4) 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の日進市議会委員会条例第2条第2項第2号に掲げる福祉厚生委員会(以下「旧委員会」という。)の委員長、副委員長又は委員(以下「委員長等」という。)である者は、改正後の日進市議会委員会条例第2条第2項第2号に掲げる福祉厚生委員会(以下「新委員会」という。)の委員長等に指名されたものとみなし、その任期は、第3条の規定にかかわらず、旧委員会の委員長等としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧委員会において継続して審査又は調査すべきものとされている事件については、当該事件を所管する新委員会に付託されたものとみなす。